
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.257 2021/1/26

1 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（清涼飲料水の製造基準の一部改正）

1月21日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。これは、改正前の食品衛生法第13条に基づく総合衛生管理製造過程において厚生労働大臣の承認受けていたものに対するものでその主な内容は次のとおり。

ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水について、殺菌又は除菌した後に乳酸菌、酵母、発酵乳又は乳酸菌飲料を混合するときは、病原微生物により汚染されない適当な方法で管理しなければならない旨の製造基準が追加された。

総合衛生管理製造過程に基づく承認品は、殺菌した後に乳酸菌又は発酵乳を混合しているが、HACCPに基づく衛生管理や一般衛生管理によって病原微生物の制御がなされていることから、食品衛生上問題ないことが確認され、承認されたものである。

このため、運用上の注意として、製造基準の適合性（乳酸菌、酵母、発酵乳又は乳酸菌飲料の混合以降の工程が病原微生物により汚染されない適切な方法で管理されていること等）については、当分の間、別添に定めるところにより、個別に厚生労働省に照会することとした。

適用期日は告示の日から。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000725938.pdf>